

企業会計基準委員会御中

2017年7月10日
株式会社ブルームノーツ

実務対応報告公開草案第52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」へのコメント

質問1～2に対して、同意できない。

<理由>

有償新株予約権を投資制度として発行している企業にとって、企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」が、まさに導入企業導入目的に合致していることが明らかであるため。

尚、第17項(1)の記載のように、「投資」の大前提である取得時の資金負担である金銭の払込みという特徴を除いてまで報酬として取り扱おうとしている本公開草案であるが、なぜ、そこまでの無理な前提で、発行会社の発行目的を真っ向から全否定する形での議論を進めているのか、その理由を明確にすべきである。

以上